

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	大津市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
		重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1) 身体障害1・2級のもの (2) 身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
		65～74歳老人	42	*「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合は自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
		母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
		父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
		ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	大津市	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回数該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
		子ども	40	小学校1年生から小学校6年生	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
		重度心身障害者(児)	47	1. 身体障害者手帳所持者 (1) 身体障害1・2級のもの (2) 身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
		母子家庭等	49	*18歳に達する日の属する年度の末日を経過したもので20歳未満の高等学校在学中の者を扶養する母と該当者、 *身障1～3級又は知的障害重度～軽度で18歳以上65歳未満の者の介護のため就労できない母子家庭の母と該当者	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
		精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 3. 県の所得制限にかかった者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
		精神障害者(児)	71	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 3. 県の所得制限にかかった者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	彦根市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		子ども医療	40	小学校1年生から小学校3年生までの児童(9歳到達最初の3月31日までの子ども)		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級の者 (2)身体障害3級かつ知的障害中度の者 2. 知的障害重度の者 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者及び対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう。	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保険法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保険法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保険法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保険法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		父子家庭	44	6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり					
		ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受付開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	彦根市	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		重度心身障害者(児)	47	1. 身体障害者手帳所持者 身体障害3級のもの 2. 県制度では所得超過だが、市制度では所得限度額未満のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		65～74歳老人	48	65歳から74歳で、身体障害者手帳4級または療育手帳中程度のもの	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	長浜市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
		重度心身しょうがい者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級の者 (2)身体障害3級かつ知的障害中度の者 2. 知的障害重度の者 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 *所得制限あり	【県】 (低所得者) 自己負担なし *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持するもの) (低所得者以外) 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし	【県】 (低所得者) 自己負担なし *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持するもの) (低所得者以外) レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
		65～74歳老人	42	*「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保険法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保険法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保険法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保険法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
		母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでない者 4. 配偶者から遺棄されている者 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない者 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない者 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	【県】 (低所得者) 自己負担なし *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者) (低所得者以外) 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし	【県】 (低所得者) 自己負担なし *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者) (低所得者以外) レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
	父子家庭	44							

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	長浜市	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	【県】 (低所得者) 自己負担なし *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持するもの) (低所得者以外) 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし	【県】 (低所得者) 自己負担なし *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持するもの) (低所得者以外) レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 ※限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保険法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保険法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合は自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保険法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保険法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身しょうがい者	47	身体障害者手帳所持者で、身体障害3・4級のもの ただし、4級は、高齢者の医療の確保に関する法律50条第1項第2号に定める被保険者に該当する程度の者 精神障害者保健福祉手帳所持者で、1級のもの *所得制限あり	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等		
		精神しょうがい者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	近江八幡市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		子ども医療	40	就学から15歳到達後最初の3月31日まで(中学校卒業まで)	助成対象外	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児)	47	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		心身障害者(児)(Y)	47	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害3級のもの (2)身体障害4級かつ知的障害中度のもの 2. 特別児童扶養手当支給対象児童で2級のもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	近江八幡市	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり(法別番号49はなし)	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		母子家庭	49	4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり(法別番号49はなし)	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		父子家庭	44	8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり(法別番号49はなし)	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること (2)ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること (3)65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円(多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円(年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
精神障害者(児)	71	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等			

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	東近江市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		子ども医療費助成	40	小学1年生～中学3年生(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	東近江市	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること (2)ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること (3)65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		心身障害者(児)	47	1. 身体障害者手帳所持者で身体障害3・4級のもの 2. 知的障害中程度のもの *所得制限あり	助成対象外	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
滋賀県	草津市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)		なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		子ども医療	40	小学1～3年生(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者。以下同じ)	なし	レセプト1件あたり 500円 ※調剤レセプトには適用しない		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および課税世帯に属する小学1年～3年生を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および課税世帯に属する小学1～3年生を除く	レセプト1件あたり 500円 ※調剤レセプトには適用しない ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		父子家庭	44	6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	草津市	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		重度心身障害者(児)	47	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1～3級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害軽度から最重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限なし *法別番号41に該当する者を除く	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および課税世帯に属する小学1～3年生を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		精神障害者(児)	71	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限なし *法別番号70に該当する者を除く	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	守山市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		子ども		小学1年生から3年生まで	なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【低所得者を除く】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成	【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【低所得者を除く】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	守山市	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり *43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から3年生までの者	【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えないまたは同額で、本人または扶養義務者が課税の場合】 なし *自己負担分を市が助成。 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から3年生までの場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		父子家庭	44	【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成	【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えないまたは同額で、本人または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等		
		ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【低所得者を除く】 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成	【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【低所得者を除く】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	守山市	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること (2)ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること (3)65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:課税】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分:非課税】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:課税】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分:非課税】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児)	47	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの (3)身体障害3級のもの 2. 知的障害重度または中度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1・2級のもの *所得制限あり *本人・配偶者・扶養義務者の所得制限判定が県基準を超過しているが、本人の所得が市基準以内の場合の者	【本人住民税非課税の場合】 なし 【本人住民税課税の場合】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算)	【本人住民税非課税の場合】 なし 【本人住民税課税の場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		ひとり暮らし高齢寡婦・65～74歳老人	48	次のいずれにも該当するもの (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること (2)ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること (3)65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり *本人・配偶者・扶養義務者の所得制限判定が県基準を超過しているが、本人の所得が市基準以内の場合の者 *配偶者や扶養義務者は非課税であるが、本人が譲渡所得により課税となり、譲渡所得を除くと非課税となる場合の者	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:課税】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分:非課税】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:課税】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分:非課税】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	守山市	母子家庭等	49	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり *43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から3年生までの者 *本人・配偶者・扶養義務者の所得制限判定が県基準を超過しているが、本人の所得が市基準以内の場合の者	【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えない、または同額の場合】なし 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から3年生までの者の場合】 なし	【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えない、または同額の場合】なし 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から3年生までの者の場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		精神障害者(児)	71	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限なし *本人・配偶者・扶養義務者の所得制限判定が県基準を超過しているが、本人の所得が市基準以内の場合の者	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	栗東市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		子ども	40	小学校1年生から小学校3年生まで(6歳到達後の最初の4月1日から9歳到達後の最初の3月31日まで)	なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小学校1年生～小学校3年生を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小学校1年生～小学校3年生を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	栗東市	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 ※限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 ※限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		心身障害者(児)	47	1. 身体障害者手帳3級所持者 2. 知的障害中程度のもの *所得制限あり *居住要件あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小学校1年生～小学校3年生を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	野洲市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		子ども医療	40	小学校1年生から3年生	なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの ※所得制限あり	【県+市制度】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者)) 自己負担なし	【県+市制度】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者)) 自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合は自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等			

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	野洲市	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	【県十市制度】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者)) 自己負担なし	【県十市制度】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者)) 自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		父子家庭	44	同上	同上	同上	同上		
		ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	【県十市制度】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者)) 自己負担なし	【県十市制度】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者)) 自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること (2)ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること (3)65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等			

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	野洲市	市・重度心身障害者	47	1. 身体障害者手帳所持者であり、身体障害3級のもの 2. 県の所得制限額を超えるもの	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		市・65～74歳老人	48	・県制度対象者を除く市民税均等割のみ課税世帯の65歳から69歳老人及び70歳～74歳老人 ・ねたきり老人、ひとり暮らし老人 *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		市・母子家庭等	49	県の所得制限額を超えるもの	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		市・精神障害者(児)	71	県の所得制限額を超えるもの	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	湖南市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合は自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	湖南市	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児) 市単独事業	47	1. 身体障害者手帳3級所持者 2. 知的障害中重度および軽度のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		精神障害者(児) 市単独事業	71	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、精神障害の程度が3級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	甲賀市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		子育て応援医療	40	小学校1年生から小学校6年生年度末(12歳到達後の最初の3月31日)まで		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		中学生通院医療	40	中学校1年生から中学校3年生年度末(15歳到達後の最初の3月31日)まで *所得制限あり		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *「高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例」に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	甲賀市	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *「高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例」に該当する場合は自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		重度心身障害者(児) (県の事業の上乗せ分)	47	滋賀県の基準の所得制限を拡大し助成	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児)	47	身体障害者手帳所持者で身体障害者3級のもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		母子家庭等(県の事業の上乗せ分)	49	滋賀県の基準の所得制限を拡大し助成	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
滋賀県	高島市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)		なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		子ども	40	小・中学生(15歳未満)		なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小・中学生を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小・中学生を除く		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *人工透析を受けている人、いわゆる血友病の治療を受けている人の入院時一部負担金相当額は1月につき10,000円(上位所得者20,000円)を限度とする。	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小・中学生を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小・中学生を除く		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小・中学生を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小・中学生を除く		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	高島市	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円(多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *人工透析を受けている人、いわゆる血友病の治療を受けている人の入院時一部負担金相当額は1月につき10,000円(上位所得者20,000円)を限度とする。	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円(年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	米原市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		児童・生徒	40	小学生から中学生まで(15歳未満)		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6~15歳の対象の方は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6~15歳の対象の方は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
65~74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65~69歳】 定率2割 【70~74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *人工透析を受けている人、いわゆる血友病の治療を受けている人の入院時一部負担金相当額は1月につき10,000円(上位所得者20,000円)を限度とする。	【65~69歳】 定率2割 【70~74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等			

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	米原市	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6~15歳の対象の方は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6~15歳の対象の方は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分 ※1
		父子家庭	44	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること (2)ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること (3)65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65~69歳】 定率2割 【70~74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円(多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *人工透析を受けている人、いわゆる血友病の治療を受けている人の入院時一部負担金相当額は1月につき10,000円(上位所得者20,000円)を限度とする。	【65~69歳】 定率2割 【70~74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円(年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児)3級拡大	47	*身体障害者手帳所持者 身体障害3級のもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6~15歳の対象の方は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6~15歳の対象の方は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	日野町	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		小中学生	40	小学生、中学生		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小中学生はなし(自己負担金を町が負担)	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小中学生はなし(自己負担金を町が負担)	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 ※限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 ※各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 ※高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 ※限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 ※各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小中学生はなし(自己負担金を町が負担)	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小中学生はなし(自己負担金を町が負担)	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		父子家庭	44	6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	日野町	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合は自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		重度心身障害者(児)(県の事業の上乗せ分)	47	1. 身体障害3～6級のもの 2. 知的障害中度、軽度のもの 3. 精神障害1～3級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		母子家庭・父子家庭(県の上乗せ分)	49	次のいずれかに該当する者が18歳以上20歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受診開始年月	
					入院	入院外				
滋賀県	竜王町	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)		なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		子ども医療	40	小学校1年生～中学校3年生(15歳到達後最初の3月末日まで)		なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度(B1)のもの 2. 知的障害重度のもの(A1・A2) 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療該当者は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療該当者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等		
		65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等		
		母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療該当者は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療該当者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等		
		父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療該当者は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等		
		ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等		

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	竜王町	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		心身障害者(児)	47	1. 身体障害者手帳4・5・6級所持者 2. 知的障害中度、軽度のもの(B1・B2) 3. 精神障害の程度が1・2・3級に該当する者 *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *対象者3に該当する者のうち、法別番号70の条件に該当するレセプトおよび調剤レセプトについては助成を行わない。	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *対象者3に該当する者のうち、法別番号70の条件に該当するレセプトおよび調剤レセプトについては助成を行わない。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	愛荘町	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		あんしん子育て	40	小学校～中学校(15歳到達後の3月31日まで)		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *あんしん子育て医療対象年齢の者は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *あんしん子育て医療対象年齢の者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
	愛荘町	重度心身障害者(児)	47	・身体障害者手帳所持者 身体障害3級	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *あんしん子育て医療対象年齢の者は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *あんしん子育て医療対象年齢の者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *「高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例」に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *あんしん子育て医療対象年齢の者は自己負担なし(子のみ)	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *あんしん子育て医療対象年齢の者は自己負担なし(子のみ)	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり							

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	愛荘町	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円(多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *「高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例」に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円(年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	豊郷町	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		子育て応援医療(町単)	40	小学生～高校生世代		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害最重度、重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		65～74歳老人	42	*「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 ※調剤レセプトには適用しない ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		父子家庭	44	次のいずれかに該当するものが18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 ※調剤レセプトには適用しない ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 ※調剤レセプトには適用しない ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	豊郷町	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円(多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円(年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		重度心身障害者(児)(町単)	47	1. 身体障害手帳3級のもの 2. 知的障害B1、B2のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
	甲良町	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		小中学生	40	義務教育期間を対象		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	甲良町	65～74歳老人	42	<p>・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう</p>	<p>【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *人工透析を受けている人、いわゆる血友病の治療を受けている人の入院時一部負担金相当額は1月につき10,000円(上位所得者20,000円)を限度とする。</p>	<p>【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。</p>	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		母子家庭	43	<p>次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり</p>	<p>1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く</p>	<p>レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く</p>	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		父子家庭	44	<p>次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり</p>	<p>1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く</p>	<p>レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く</p>	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	甲良町	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *人工透析を受けている人、いわゆる血友病の治療を受けている人の入院時一部負担金相当額は1月につき10,000円(上位所得者20,000円)を限度とする。	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		重度心身障害者(児)	47	身体障害者手帳所持者 身体障害3級のもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 *自立支援医療費(精神通院医療)の適用がある医療費について生じる高齢者の医療確保に関する法律の規定による一部負担金から、自立支援医療費を控除した額	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	多賀町	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		子育て応援医療	40	町内在住の小・中学生		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		子育て応援医療(重心)	41	町内在住の小・中学生		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		子育て応援医療(母子)	43	町内在住の小・中学生		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		子育て応援医療(父子)	44	町内在住の小・中学生		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		重度心身障害者(3級)	47	・身体障害者手帳所持者 身体障害3級	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	多賀町	65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり					

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受付開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	多賀町	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
		ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 ※限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円(多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円(年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	湖南市	小中学生	40	小中学生(6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 9月診療分 ※2
		重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの ※所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小中学生を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小中学生を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小中学生を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小中学生を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
		父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの ※所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小中学生を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小中学生を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	

※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。